

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和6年3月)	資料セ
資料格納日：令和6年3月19日 動画公開期間：令和6年3月19日～令和6年9月30日	

特定子ども・子育て支援施設等の基準に 関する猶予期間の終了予定について

<担当>

無償化事業グループ	TEL：457-2118
-----------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○
		企業主導型保育事業	
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○
		ベビーシッター	○
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）	
		ベビーシッター	
通知の状況	有り	通知日	令和5年3月24日（金）
		通知方法	メール その他 （認可外保育施設に関する 事業者向け説明会）
	無し		
提出書類 の有無	全施設提出	提出期限	
	該当する施設のみ提出	提出方法	
	提出無し		

幼児教育・保育の無償化の経過措置終了時期のお知らせ（令和6年9月30日終了）

概要

- ・令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化について、無償化の対象となる認可外保育施設（子ども・子育て支援法第7条第10項第4号）は、一定の基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設が無償化の対象とできる5年間の猶予期間（子ども・子育て支援法附則第4条）が令和6年9月30日で終了します。
- ・猶予期間終了後の令和6年10月以降に基準を満たしていない場合は、無償化の対象外の施設となり、園児の利用料は無償化の対象外（有償）となります。

基準等

- ・浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱に定める浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）に適合している場合は、国が定める無償化の対象となるために必要な基準（子ども・子育て支援法施行規則第1条）が満たされています。
- ・現在、令和4年度の浜松市認可外保育施設指導監督基準の適合状況に関する証明書において基準を満たしていない施設については、経過措置が終了するまでに基準を満たすようお願いします。
 - ⇒猶予期間終了後において基準を満たしていない場合は、無償化の対象外の施設となり、園児（新2号又は新3号認定保有者）の利用料は無償化の対象外（有償）となります。
 - ※無償化の対象外施設となる場合、無償化の対象外となる保護者へのご説明をいただくとともに、無償化の確認の辞退等のお手続きをご検討ください。
- ・現在、令和4年度の浜松市認可外保育施設指導監督基準の適合状況に関する証明書において基準を満たしている施設につきましては、引き続き基準を満たすようお願いします。

関係法令等

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）
- ・子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）
- ・浜松市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年浜松市条例第67号）
- ・浜松市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年浜松市規則第75号）
- ・浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱
- ・「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年雇児発第177号）
- ・「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年雇児発第0121002号）



【問い合わせ先】

浜松市役所 こども家庭部 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

○幼児教育・保育課

・無償化に関すること全般：無償化事業グループ（053-457-2118）

・無償化施設の確認、認可外保育施設の基準に関すること：制度運営グループ（053-457-2827）

○次世代育成課

・基準の適合状況に関する証明書に関すること：監査・調整グループ（053-457-2795）